

第1編

基本構想

(素案)

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成16年11月、近隣8町村と合併し、山陰地方初の20万都市・鳥取市として歩みはじめ、市域の一体的発展と各地域の個性や魅力を生かした特色あるまちづくりの実現に取り組んできました。

さらに平成22年3月に鳥取県東部1市4町により、「鳥取・因幡定住自立圏¹」を形成し、平成24年3月に兵庫県新温泉町も参画し、圏域としての魅力を高め、鳥取・因幡圏域の中核都市としての基盤を確固たるものにしました。

合併から11年を経る間、時代の潮流は、人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、平成20年以降の世界的な金融・経済危機の影響による経済・雇用状況の低迷、東日本大震災の発生を契機とした防災意識の高まりなど、大きな転換期を迎えています。

また、東京圏へ集中している人の流れを変えるとともに、活力ある地域をつくる「地方創生」の取組を、地方はもとより国を挙げて進めています。

本市が将来にわたって持続可能な発展を続けていくためには、自立性の高い自治体として市民サービスを充実し、市民と行政はもとより、まちを構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を担い、参画と協働を一層高めながら、山陰東部圏域全体で未来へと発展するまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、多くの市民から建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして、平成30年4月の中核市²への移行を見据え「第10次鳥取市総合計画」を策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間等

1 計画の役割

この計画は、「新市まちづくり計画」や「第9次鳥取市総合計画」、「新市域振興ビジョン」を踏まえ、平成37年度までの長期展望にたつて、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来像を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

- (1) 市民等³においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

¹鳥取・因幡定住自立圏：鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町で形成する圏域。圏域に必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図る。

²中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

³市民等：市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

- (2) 行政においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民と共に主体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。
- (3) 国、県等に対しては、計画の実現に向けた連携やそれぞれの役割を明確にする上で、本市の施策を明らかにするものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、次のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

(1) 基本構想・・・10年間（平成28年度～37年度）

基本構想は、本市のめざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたものです。また、主な指標として、人口と財政の長期的な見通しを示します。

(2) 基本計画・・・5年間（平成28年度～32年度）

基本計画は、基本構想を推進するために取り組む施策を明らかにしたものです。

なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年9月に策定した「鳥取市創生総合戦略（戦略期間：平成27年度～31年度）」は、総合計画の「重点施策」として位置づけます。

(3) 実施計画・・・前期（平成28年度～30年度）後期（平成30年度～32年度）

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、平成32年度までの毎年度実施する具体的な事業を3年間の前期実施計画と後期実施計画に区分して明らかにします。後期実施計画は、前期実施計画の成果を踏まえて策定します。

3 計画の進行管理

「まちづくりの目標」の実現に向け、戦略的に施策等を展開するため、行政評価や予算編成等と連動させ、PDCAサイクル⁴により成果を重視した進行管理を行います。



⁴PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。

第3章 人口と財政の長期的な見通し

平成37年までの10年間における本市の人口と財政に関する見通しは次のとおりです。

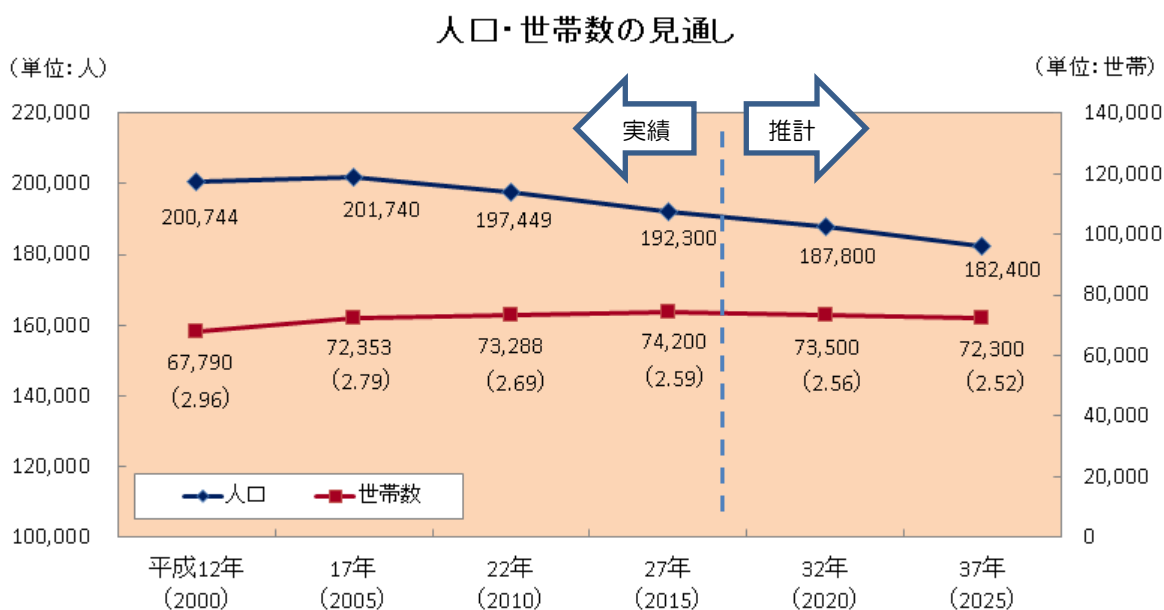
1 人口・世帯数の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計⁵によると、我が国の人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、平成60年には1億人を割り、平成72年には8,674万人にまで減少すると見込まれています。

本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15歳～64歳）の転出超過等から、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向にとなっています。

本市の将来的な人口減少対策の指針として目標人口を定めた「鳥取市人口ビジョン」⁶では、平成32年には187,800人、平成37年には182,400人に減少すると推計しています。

また、世帯数は、過去の推移から平成37年には72,300世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.52人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、単独世帯の増加が続くと見込まれます。



資料：国勢調査 平成12年～平成22年（平成12年は合併前の9市町村合計）
 平成27年は、鳥取県が平成27年12月日に公表した速報値を基にした数値
 ※（ ）は1世帯あたりの構成員数。

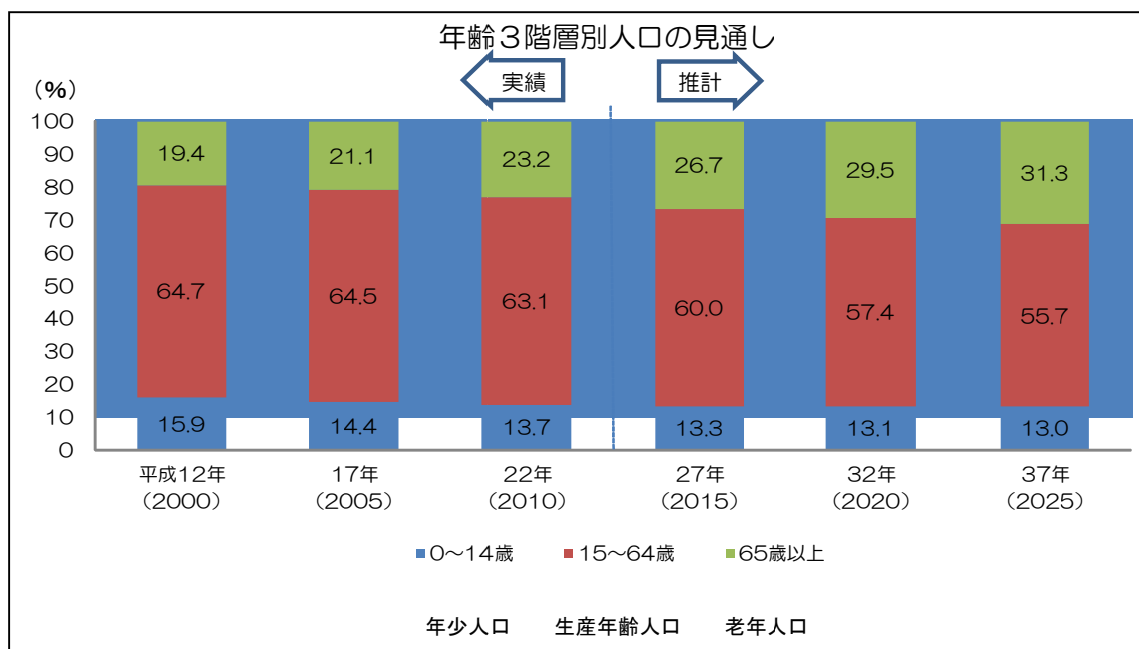
2 年齢階層別人口の見通し

年齢階層別の人口では、平成22年に23.2%であった本市の老年人口（65歳以上）の割合は、平成37年には8.1%上がり31.3%となり、高齢化が一層進展すると予測さ

⁵国立社会保障・人口問題研究所の推計：人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口（平成25年3月推計）出生中位、死亡中位推計。

⁶鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（平成27年9月策定）

れます。一方、平成22年に13.7%であった本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は平成37年には0.7%下がり13.0%となると予測され、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、平成22年に63.1%であったものが、平成37年に7.4%下がり55.7%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが見込まれます。



年代	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	31,995	15.9	28,948	14.4	27,249	13.7
15歳～64歳	129,843	64.7	130,141	64.5	124,525	63.1
65歳以上	38,906	19.4	42,651	21.1	45,675	23.2
総数	200,744	100.0	201,740	100.0	197,449	100.0

年代	平成27年		平成32年		平成37年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	25,500	13.3	24,600	13.1	23,700	13.0
15歳～64歳	115,400	60.0	107,800	57.4	101,600	55.7
65歳以上	51,400	26.7	55,400	29.5	57,100	31.3
総数	192,300	100.0	187,800	100.0	182,400	100.0

資料：国勢調査 平成12年～平成22年（平成12年は合併前の9市町村合計）

平成27年は、現時点で年齢3階層別人口が公表されていないため、推計値を掲載しています。

3 財政の見通し

本市は、市町村合併以降、“国と地方財政の三位一体改革⁷⁾”や“リーマンショックに端を発した世界的金融危機⁸⁾”等を通じて、選択と集中による財政運営の実践に努め、将来にわたる強固な財政基盤の確立をめざしてきました。この取組の成果は、各種財政指標の向上という形で表れています。

こうした中、今後10年間の歳入については、市税において、これまで積極的に進めてきた企業誘致等による増収が見込まれるものの、人口減少や地価の下落等の影響により、全体的には減少すると見込んでいます。また、地方交付税⁹⁾については、中核市への移行に伴う事務・事業の増加、高齢化の進展による社会保障関連経費の増大等の影響から、緩やかな増加を見込んでいます。

歳出のうち、扶助費¹⁰⁾については、生活保護費や障がい福祉サービス給付費など社会保障関連経費の増加傾向が続く見通しです。また、普通建設事業費¹¹⁾は、市役所新本庁舎、工業団地、可燃物処理施設の整備等で、一時的な事業費の増加を見込んでいます。人件費は、中核市への移行や退職金の増減等を除き、横ばいで推移するものと見込んでいます。公債費¹²⁾は、臨時財政対策債¹³⁾の償還分も含まれるため、年度間で増減があるように見えますが、臨時財政対策債を除く返済額は逓減となります。

総合的には、前半の5年間に於いて、これまで計画的に留保または積み増ししてきた基金を取り崩しながらの財政運営となりますが、後半には財政調整基金¹⁴⁾への積み増しも行えるようになり、平成37年度末には、目標としている減債基金¹⁵⁾との合計残高50億円も達成できる見通しです。

⁷⁾三位一体改革：2004年度から2006年度にかけて行われた国と地方公共団体の行財政システムに関する「国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直し」の一体的な改革。

⁸⁾世界的金融危機：サブプライムローン（アメリカの低所得者層や信用度の低い個人を対象にした住宅融資）問題をきっかけに、2007年のアメリカの住宅バブル崩壊による一連の国際的な金融危機。

⁹⁾地方交付税：地方公共団体間の税源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、国税のうち、所得税、酒税、消費税等の一定の割合を、国が地方公共団体に対して交付する税をいう。

¹⁰⁾扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して、その生活を維持するために行うさまざまな支援に要する経費。

¹¹⁾普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設等の建設事業に要する経費。

¹²⁾公債費：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。

¹³⁾臨時財政対策債：国の地方財政対策の制度改正により平成13年度から新たに設けられた特例地方債で、国から地方公共団体に分配する地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として借入するもの。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税に算入されることとなっている。

¹⁴⁾財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。

¹⁵⁾減債基金：地方債の償還を計画的に行うために設けられる基金。

歳入の見通し

(単位：百万円)

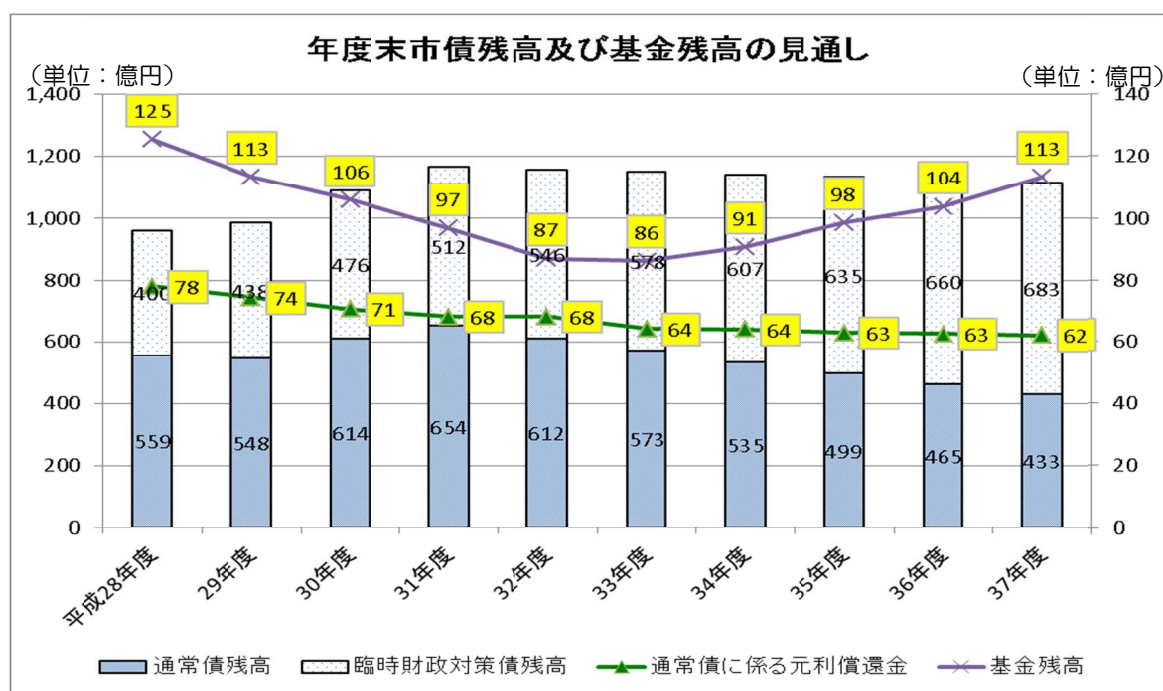
項目	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
市税	23,225	23,350	22,682	22,702	22,824	22,202	22,218	22,336	21,733	21,754
地方譲与税・交付金	4,595	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565
地方交付税	23,293	22,231	23,413	23,346	23,438	24,228	24,486	24,556	25,122	25,222
国・県支出金	20,338	18,844	19,535	19,318	19,544	19,763	20,000	20,242	20,490	20,744
市債	8,267	11,493	18,902	16,038	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
繰入金	1,576	1,573	1,153	1,320	1,370	496	496	496	496	496
その他	13,542	13,542	13,542	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042
歳入計	94,837	96,598	104,791	101,332	93,583	93,095	93,607	94,037	94,248	94,622

歳出の見通し

(単位：百万円)

項目	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
人件費	11,930	12,097	12,825	12,542	12,847	12,629	12,280	12,193	12,476	12,215
物件費	10,875	10,889	11,970	11,850	11,731	11,614	11,498	11,383	11,269	11,156
維持補修費	1,325	934	934	934	934	934	934	934	934	934
扶助費	18,486	18,856	19,233	19,617	20,010	20,410	20,818	21,235	21,659	22,092
補助金・負担金等	11,425	10,825	10,025	10,025	10,025	9,725	9,725	9,725	9,725	9,725
普通建設事業費	10,837	13,250	20,460	17,636	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188
公債費	9,970	9,833	9,504	9,500	9,732	9,569	9,724	9,713	9,700	9,674
積立金	320	360	400	400	400	421	944	1,278	1,016	1,463
繰出金	11,494	11,379	11,265	11,153	11,041	10,931	10,821	10,713	10,606	10,500
その他	8,175	8,175	8,175	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675
歳出計	94,837	96,598	104,791	101,332	93,583	93,095	93,607	94,037	94,248	94,622

※市債は、臨時財政対策債の仕組みが継続されることを前提とし、各年度に38億円を発行した場合を想定しています。
 ※市債、繰入金及び普通建設事業費が平成29から31年度にかけて増えている要因は、新本庁舎建設、河原インター山手工業団地整備、新布袋工業団地整備、東部広域可燃物処理場整備に係る経費等の大規模プロジェクトによるものです。



第4章 時代の潮流とまちづくりの課題

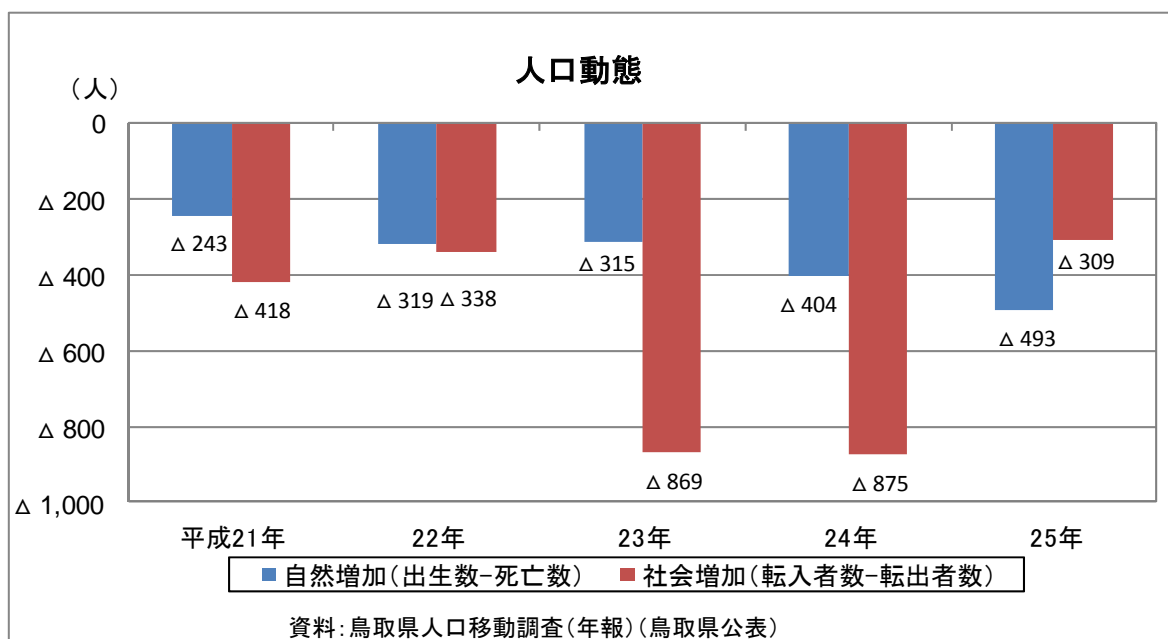
わたしたちを取り巻く時代の潮流で本市に関わりがあるもの、そして総合計画策定の背景として認識すべきものとしては、次のようなことが考えられます。

1 人口減少時代の到来

我が国の人口は、減少基調が続いており人口構成も大きく変化しています。結婚に対する意識の変化に伴う晩婚化や未婚率の上昇により、次代を担う子どもたちの出生が低迷している一方で、健康寿命¹⁶の延伸等により高齢者の割合は高くなっています。また、東京圏への人口の一極集中と地方の空洞化が一層進展しています。

こうした状況が続けば、若い世代を中心とする転出超過、中山間地の過疎化や中心市街地の空洞化、地域コミュニティ¹⁷機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など社会の活力低下をもたらすことが懸念されます。

これらを踏まえ、若者が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりや子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、また、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりなど、人口が減少しても持続的で活力のある、すべてのひとが住みやすいまちをつくっていくことが必要です。



2 多様な価値観や多彩なライフスタイルへの対応

社会の成熟化や情報通信技術の進化等に伴い、新たな価値観やライフスタイルが生まれています。人々の意識は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化し、それとともに、

¹⁶健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

¹⁷地域コミュニティ：地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

便利で快適な都市的生活を求める一方で、農山漁村の豊かな自然や伝統文化と共生する暮らしを求める動き等も進んでいます。

こうした中、豊かな自然とまちが共存する本市の利点を生かし、自然によりもたらされるゆとりやうるおいと、都市としての利便性の双方を市内外の人々に提供できるまちづくりが求められています。

また、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、世代や性別を問わず、就職、結婚、子育て、介護など、年齢に伴って変化するライフステージ¹⁸に合わせ、誰もが自己実現できるまちづくりが必要です。

3 地域経済の再生

我が国の経済は、平成20年に発生したリーマンショック後の景気後退や東日本大震災等の影響による厳しい状況から、国の経済対策の効果等により、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、地方への経済波及は遅れており、効果が現れるにはまだ時間が必要です。

こうした中、本市においては、国や県の施策を有効に活用しながら、企業誘致や地場産業の振興、6次産業化¹⁹や農商工連携²⁰による高付加価値化に向けた新たな取組等を進め、地域経済の再生、雇用状況の改善を図っています。

今後も国や県の動向、国内外の経済情勢を踏まえた取組を進めるとともに、成長分野の産業育成や地域経済を支える人材を確保することが必要です。

4 グローバル化²¹の進展と交流人口の拡大

経済活動のグローバル化、交通や情報通信技術の発展により、人・モノ・情報・文化等さまざまな交流が国境を越えて活発化しています。

本市においては、鳥取砂丘コナン空港発着の「鳥取―東京」間の1日5便運航や鳥取自動車道の全線開通に続き、山陰自動車道や山陰近畿自動車道など高速道路ネットワークの整備が進んでおり、国内と海外の交流の結節点となる条件が整いつつあります。

こうした中、国際競争力をもった産業の育成や外国人観光客の誘致等とともに、シティセールス²²を推進し、交流人口の拡大、地域経済の発展につなげていくことが必要です。

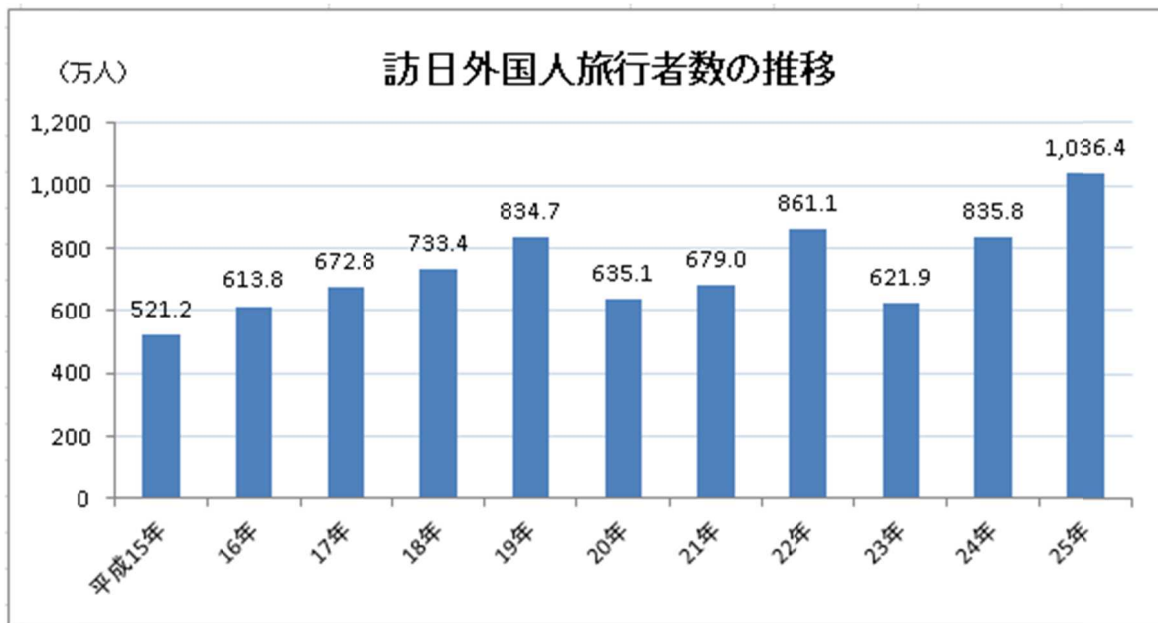
¹⁸ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。

¹⁹6次産業化：地域の1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。

²⁰農商工連携：農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

²¹グローバル化：これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。

²²シティセールス：まちがもつさまざまな魅力を対外的に、より効果的にアピールし、都市の活性化を図る活動のこと。



出典：観光白書 観光庁

5 自然災害をはじめさまざまな危機に対する安全意識の高まり

近年、東日本大震災をはじめ、短時間の集中豪雨による洪水や土砂災害、竜巻など、局地的な自然災害がこれまでの想定を上回る規模で発生し、大きな被害をもたらしています。

また、新たな感染症の流行、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネット犯罪、子どもが犠牲となる犯罪など、安全・安心な市民生活を脅かす事件・事象が発生しています。

本市では、「自らの身は自ら守る（自助）」、「私たちのまちはみんなで守る（共助）」の共通認識のもと、市民や地域、各関係機関が連携して、災害や犯罪から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、災害防止や犯罪、交通事故の未然防止に重点を置いた都市機能の充実を図っています。

これらの取組を一層強化し、さまざまな危機事象に機敏に対応できる、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

6 環境・エネルギー問題への対応

地球温暖化の深刻度が増していることから、二酸化炭素の排出量が少ない「低炭素社会」への取組が国際的な課題となっています。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、さまざまなエネルギー源の活用と供給体制の確立が求められています。

本市においても、省エネルギーの取組、再生可能エネルギー²³の利用拡大、エネルギーの地産地消等を推進しています。

自然環境の保全と活用を図りながら、ごみの減量・再資源化等を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取組を進め、豊かな自然と人が共生する環境を次代に継承していくことが必要です。

²³再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

7 情報通信技術の進化

情報通信技術（ICT²⁴）の進化と普及により、地球規模の情報通信網が形成され、ICTを駆使した新たな産業活動が大きな広がりを見せています。

我が国のインターネットの利用者は1億人を突破し、従来のパソコンの形態に加え、携帯電話端末を進化させたスマートフォンやタブレット端末の出現やSNS²⁵の普及により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」インターネット上に展開する多種多様なサービスの利用が可能となり、私たちの生活を便利なものにしていきます。一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、ネット依存症やネット犯罪防止、情報格差への対策も必要となっています。

本市においても、自治体運営の効率化を通じ、行政手続きにおける利便性の向上を図るため、社会保障・税番号制度²⁶の導入などICTの活用を進めており、安全で使いやすいサービスを構築していくことが必要です。

8 自立した自治体経営の実現

国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権改革が進められ、地方自治体は住民に最も身近な行政主体として、自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収入等の減少や高齢化の進展による社会保障経費の増大など、厳しさを増すことが予想されます。

また、高度経済成長期以降に整備された道路や橋りょうをはじめ、上下水道、その他の公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、今後、改修や更新等が集中する時期を迎えることから、段階的な都市機能や社会基盤の集約化や公共施設等の更新問題への対応が必要となっています。

本市においては、平成30年4月の中核市移行により、多様化する行政事務の効率化を図り、近隣自治体との広域的な連携を進めていくとともに、行財政改革を積極的に推進し、財源の安定的な確保を図りながら自治体経営を実現していくことが必要です。

9 地方創生の推進

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生の推進にあたっては、国と地方自治体が相互に連携・協力しながら、「国民一人ひとりが夢や希望をもち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域

²⁴ICT：情報・通信に関連する技術の総称。

²⁵SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）など、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイト。

²⁶社会保障・税番号制度：複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。

における魅力ある多様な就業の機会の創出」等に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

このため、本市では平成27年9月末に策定した、鳥取市創生総合戦略に基づき、本市の強みを生かした地方創生に取り組み、多様なライフスタイルがかなうまちづくりを進めることが必要です。

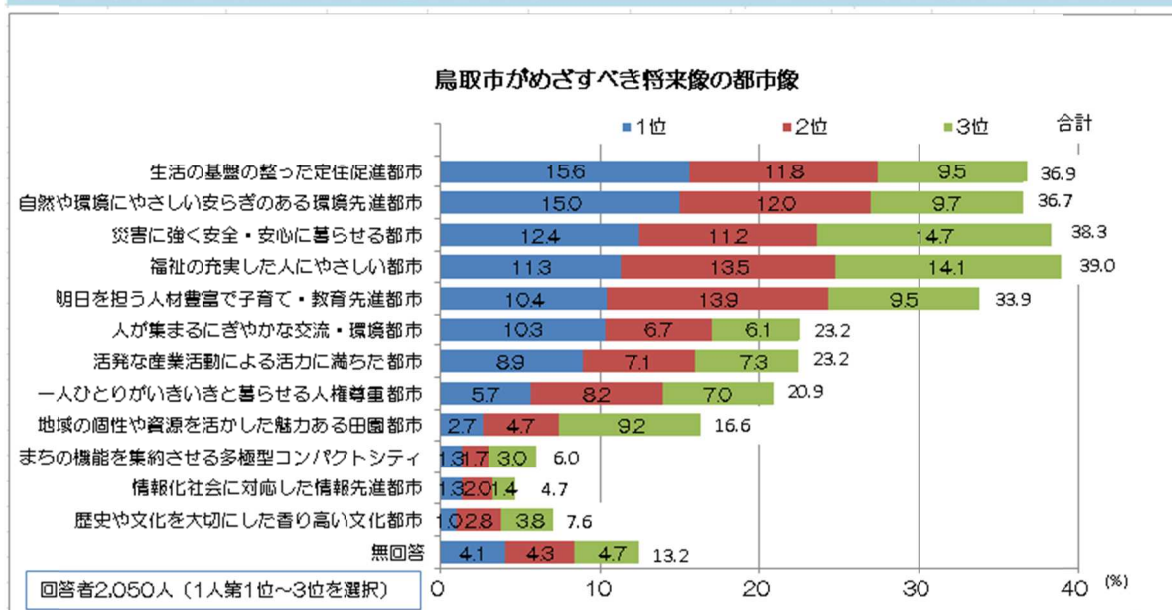
10 市民アンケート調査結果

平成26年度に「鳥取市民アンケート調査²⁷」を行いました。市民意識からみた「鳥取市がめざすべき将来の都市像」、「優先すべき施策」は次のとおりとなっています。

(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位	生活基盤の整った定住促進都市	15.6%	(前回第2位 16.6%)
第2位	自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	15.0%	(前回第1位 18.4%)
第3位	災害に強く安全・安心に暮らせる都市	12.4%	(前回第6位 9.5%)



「鳥取市がめざすべき将来像」第1位から第3位を合計した上位3項目は、以下のとおりです。

平成21年度に実施した鳥取市民アンケート調査の結果と比較すると、「災害に強く安全・安心に暮らせる都市」をめざすべきと考える人の割合が増加しています。

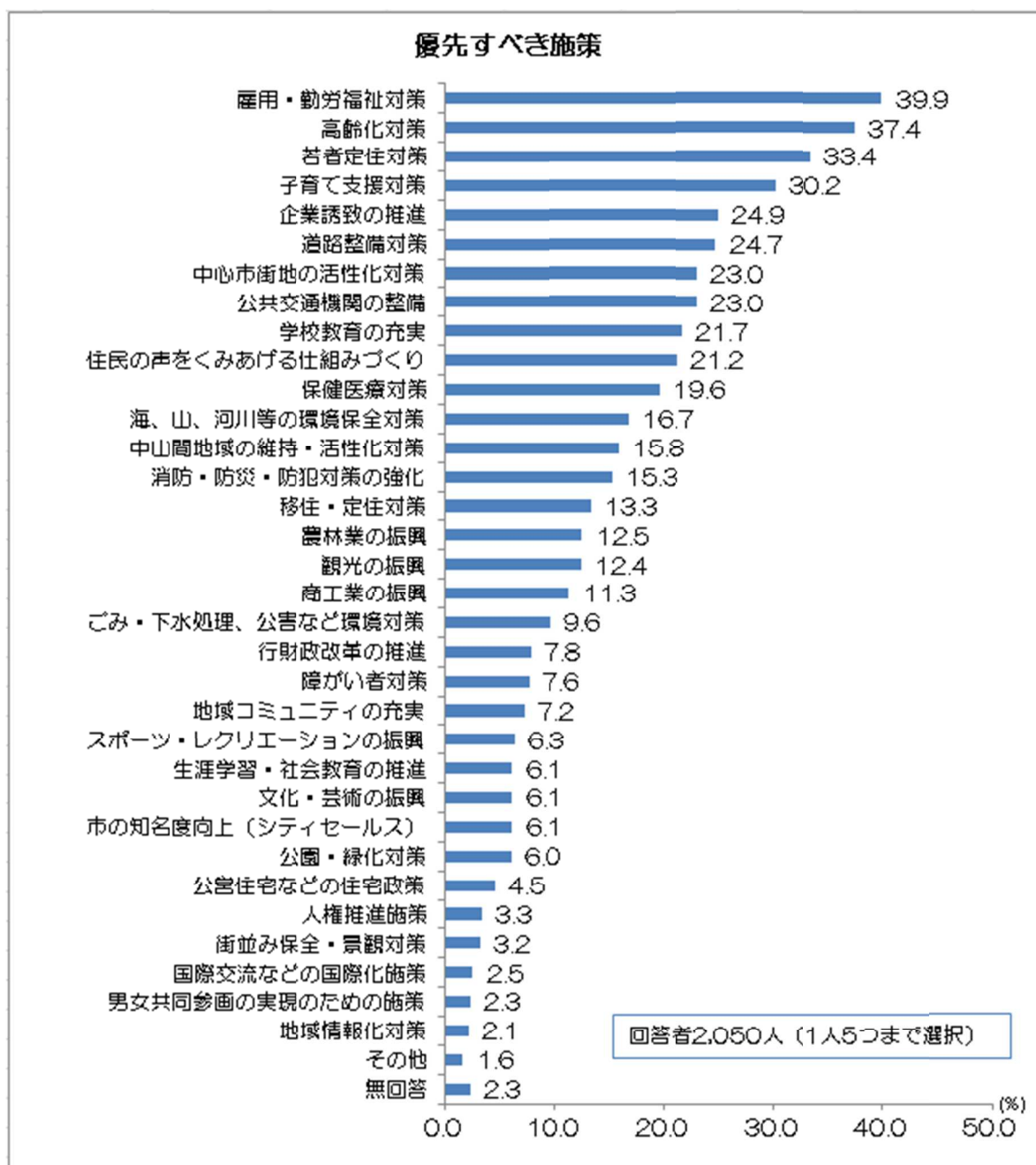
第1位	福祉の充実した人にやさしい都市	39.0%	(前回第1位 45.3%)
第2位	災害に強く安全・安心に暮らせる都市	38.3%	(前回第4位 34.9%)
第3位	生活基盤の整った定住促進都市	36.9%	(前回第3位 39.4%)

²⁷鳥取市民アンケート調査：本市の住民登録者の中から無作為抽出した15歳以上の男女4,000人を対象に郵送で実施。有効回収数は2,050件、有効回収率は51.3%。

(2) 優先すべき施策について

「優先すべき施策」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 雇用・勤労福祉対策	39.9%	(前回第1位 47.0%)
第2位 高齢化対策	37.4%	(前回第2位 42.6%)
第3位 若者定住対策	33.4%	(前回 — 新規項目)



第5章 まちづくりの方向

第1節 基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を次のように定めます。

1 「ひと」を大切にすまちづくり

まちは、市民が生活し活動する空間です。まちづくりの目標は、そこに住み、活動する市民一人ひとりにとって、豊かで、うるおいや活気があり、安全で、住み良いまちをつくることにあります。

本市においては、これまでも「ひと」を原点に据えたまちづくりを進めてきましたが、人口が減少しても活力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に「ひと」を大切にすまちづくりが重要となります。

このため、子育て、教育、福祉、文化・芸術等の施策の充実を図ることはもとより、産業振興や都市基盤の整備等あらゆる分野において、「ひと」を大切にすまちづくりを進め、誰もがいきいきと暮らせる環境をつくりあげることが重要です。

2 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」など、他にはない魅力ある地域資源をもったまちです。

これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちをつくるためにも、磨き上げていかなければならないものです。

このため、これらの資源を大切にすこと、すなわち「鳥取市らしさ」を大切にし、本市で暮らす人にとっても、また本市を訪れる人にとっても魅力的なまちとしていくことが重要です。

3 「市民一人ひとり」によるまちづくり

まちづくりの原点が市民であるのと同じように、まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・協力し、市民一人ひとりの郷土を愛する心と市民相互の思いやりに支えられた参画と協働のまちづくりを進めることが重要です。

第2節 まちづくりの理念

先に述べたまちづくりに対する基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの理念を次のように定めます。

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

産業、文化、教育、福祉、環境等の各分野において、鳥取県東部圏域の中核都市として明るい未来へ飛躍させる、水と緑に恵まれた豊かな自然・歴史・文化や地域の発展を支えてきた産業を次の世代に継承していくため、これまでに取り組んできた自然・歴史・文化と共生するまちづくりをさらに発展させるまちづくりを進めます。

第3節 めざす将来像

まちづくりの理念に基づいて、本市がめざす将来像を次のように定めます。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送れるまちをめざします。

第4節 まちづくりの目標

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するため、「まちづくりの目標」を次のとおり定めます。

1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

政策1：豊かな心をもった、たくましいひとづくり

人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする、次代を担うたくましい人材を育成します。

政策2：安心して子どもを産み育てられるまちづくり

安心して子どもを産み育てたいという意識が高まるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行い、子育てしやすいまちづくりを進めます。

政策3：住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが支え助け合いながら、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

政策4：互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合う心を醸成し、協力しながら暮らすことができる心豊かな社会をつくりまします。

2 新しいにぎわいのあるまち

政策1：地域経済の再生と産業の底上げ

地元企業への支援や積極的な企業誘致により、地域産業の競争力の強化と雇用創造による地域経済の活性化を図ります。また、人材の育成・確保の推進、新規創業・就農等の充実を図り、地域資源を生かした産業の底上げを進めます。

政策2：地域資源を生かしたまちづくり

地域資源の魅力を最大限に生かし、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの方が訪れるまちづくりを進めます。

3 地域に活気があるまち

政策1：協働のまちづくり

市民と市が、まちづくりの担い手として、それぞれの役割を分担し、地域課題の解決に向けた取組や地域に愛着と誇りをもてるまちづくりを進めます。

政策2：交流の拠点となるまちづくり

若者や移住希望者、外国人が住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。また、都市機能が集積した中心市街地の活性化と、生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興を図ります。

政策3：魅力ある鳥取文化づくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

4 安全・安心なまち

政策1：暮らしの安全を守るまちづくり

市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策や安全な消費生活の確保など暮らしの安全を守る取組を進めます。

政策2：快適でゆとりある生活環境づくり

公園、住宅、道路、上下水道等の生活基盤が整い、快適で利便性の高い住み良い生活空間を実現します。

5 まちづくりを支える自立した自治体運営

方針1：中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営

国の法律改正や制度改正の動きを注視しながら、中核市移行による地方公共団体の自主性、自立性を高める地方分権を推進するとともに、基礎自治体としての機能強化に向けた取組や国・県との連携による地域課題の解決に取り組めます。

また、情報公開制度等の適正な実施と広報手段の活用により、行政情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じ、市民の意見を聞くなど、透明性の高い開かれた市政を推進します。

方針 2：自治体間の広域的な連携の推進

中核市移行による「連携中枢都市圏²⁸」の取組を進め、誰もが住みたいと思う山陰東部圏域をめざし、圏域の多様な主体が協働し、互いに補完し合いながら、魅力ある圏域づくりを進めます。また、整備された情報、高速道路ネットワークを活用して、地理的、歴史的ゆかりのある各都市と連携し、地域の発展につながる取組を展開します。

方針 3：財政基盤の強化

安定した財政基盤を確立するため、限られた財源による事業の「選択と集中」を一層強化するとともに、第6次鳥取市行財政改革大綱²⁹に基づくさまざまな取組を推進します。

方針 4：情報通信技術・ビッグデータ³⁰の活用

情報セキュリティを強化し、行政内部の情報システムを安定的に運用するとともに、情報通信技術の進展に対応した行政サービスの向上や二次利用可能な行政情報の提供等を行います。

また、地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」³¹をはじめとするビッグデータを有効に活用し、戦略的に施策を展開します。

方針 5：ファシリティマネジメント³²の推進

市有施設の管理・更新・利活用を効果的に行うため、ファシリティマネジメントの考え方に基づく手法を用いた施設経営の取組を推進します。

²⁸連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する圏域。

²⁹第6次鳥取市行財政改革大綱：平成27年度～31年度の5年間を構想期間とした本市の行財政改革の指針となるもの。

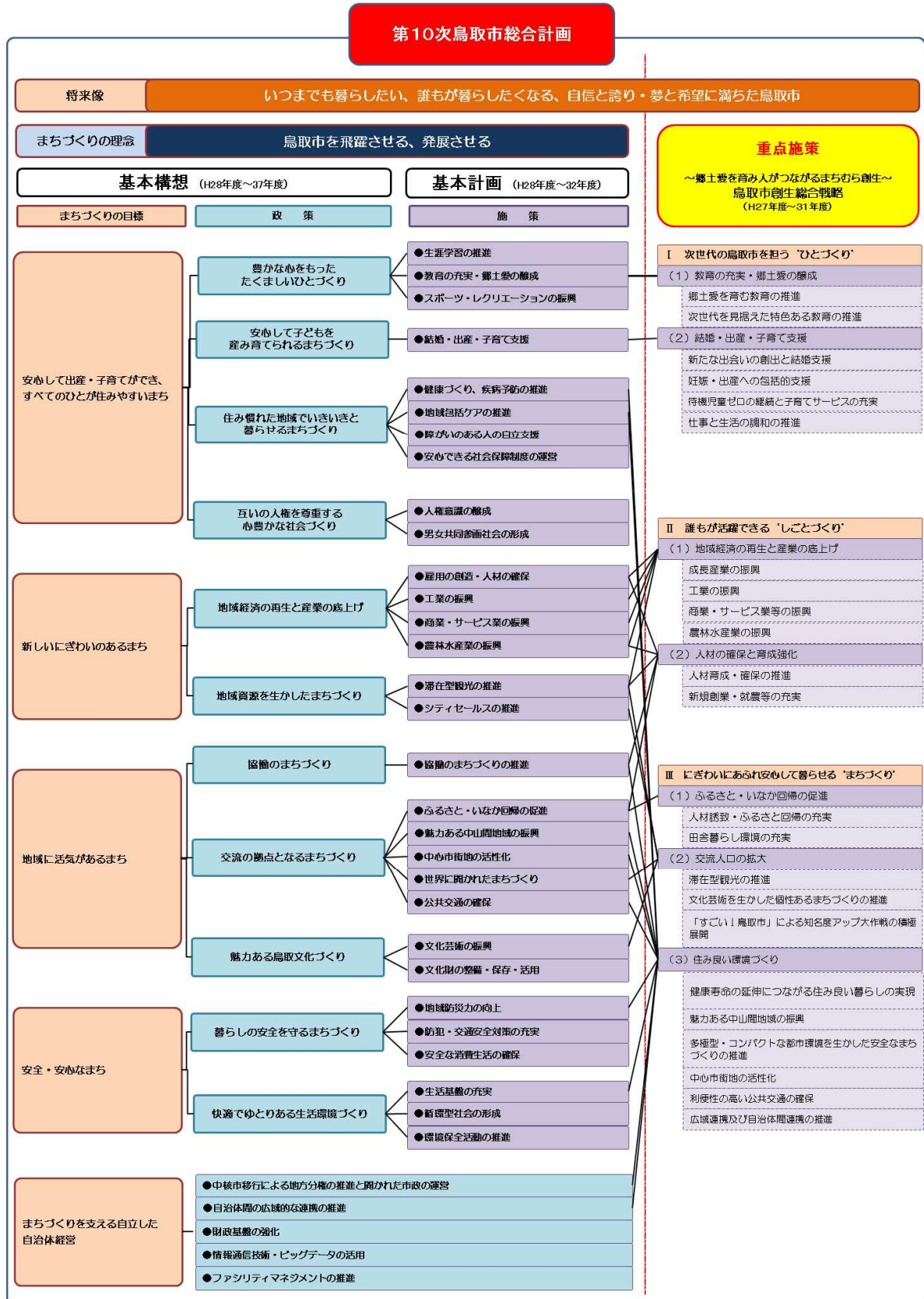
³⁰ビッグデータ：民間企業や行政が保有する多種多様なデータのこと、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするもの。

³¹地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」：地域経済に関連するさまざまなビッグデータから都道府県・市町村の産業や企業の実態、観光客の流れ、人口の現状や将来等をわかりやすく「見える化」したシステム。

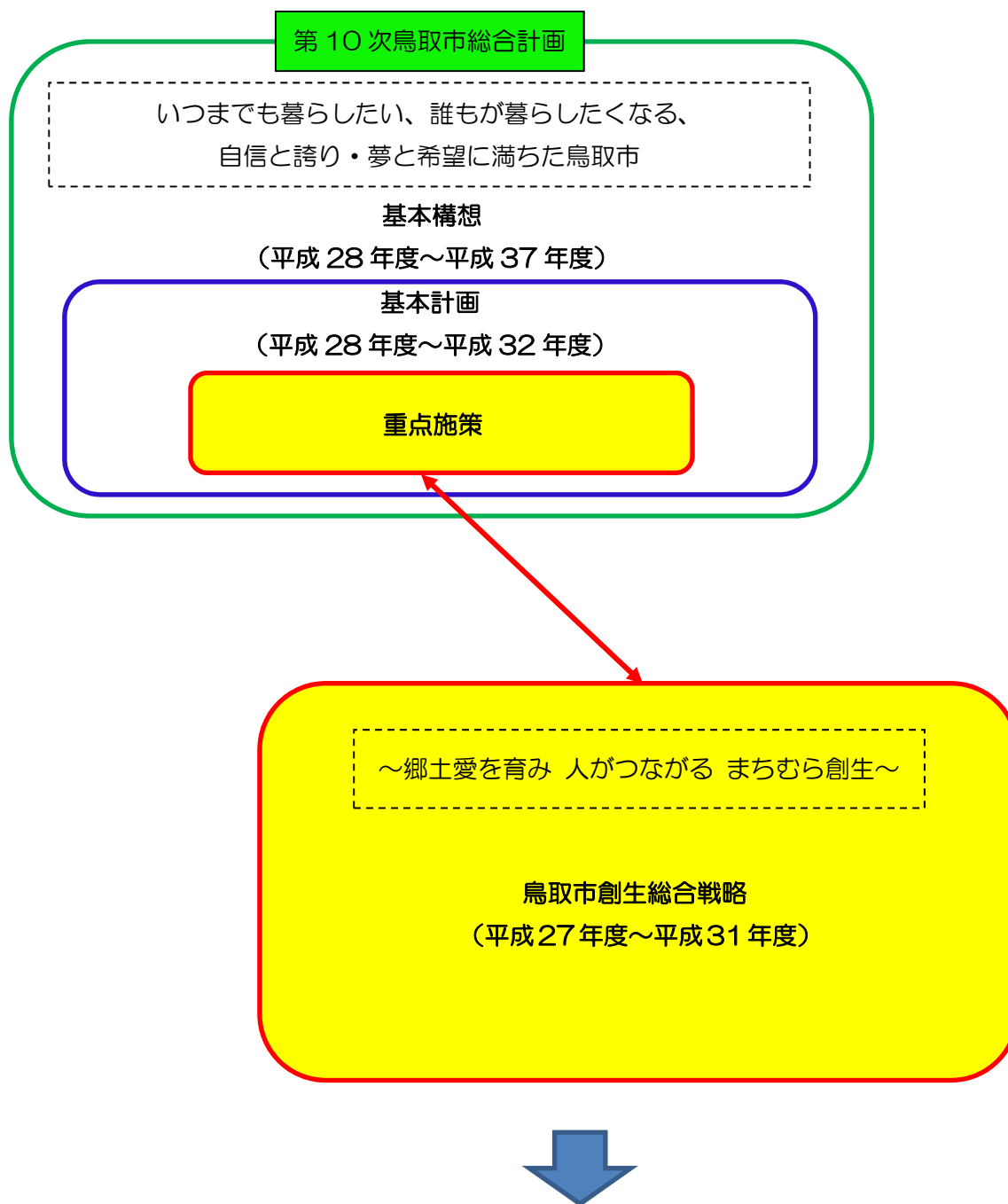
³²ファシリティマネジメント：事業者が目的を達成するために、公共施設等の経営資源を総合的に企画、管理、活用すること。

第5節 第10次鳥取市総合計画の体系

基本構想に掲げる「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」の全体像を示すものです。



第6節 第10次鳥取市総合計画と鳥取市創生総合戦略



鳥取市創生総合戦略は第10次鳥取市総合計画の重点施策と位置づけます。

第6章 都市のすがた

「まちづくりの目標」を実現していくためには、市民生活を支える都市機能を充実していくことが重要です。

本市は、中心市街地と生活拠点を有機的に結ぶ多極ネットワーク型³³のコンパクトなまちづくりを進めます。

1 中心市街地

中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部圏域の中心核です。

都市機能と居住の集積を生かした魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を進めます。

2 地域生活拠点³⁴

国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷地域の中心部をはじめ、各地域の中心的役割を担っている地区は、市民の日常生活を支える拠点です。

日々の暮らしに不可欠な、住居や近隣商業、地域交通、医療・福祉等の機能の充実・強化を図り、安全に安心して暮らせる地域生活拠点の再生を進めます。

3 その他の地域

(1) 市街地

高速交通ネットワークの整備が進む中、持続的成長を確保していくためには、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めながら、産業基盤や観光基盤等の充実についても、適宜適切な対応を図る必要があります。

周辺との調和に留意しながら、計画的に、より一層の土地の有効活用を進めます。

(2) 中山間地域

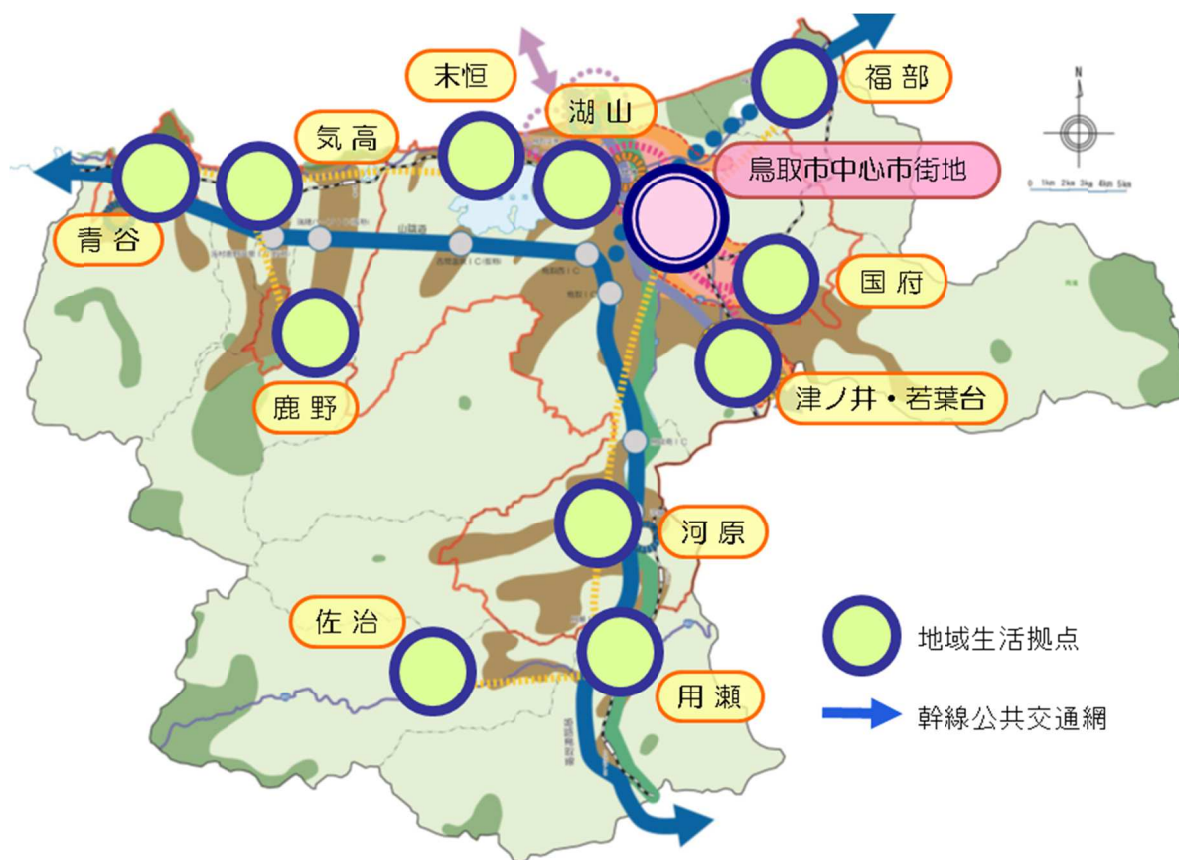
恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住の場はもとより、農林水産業の生産の場や観光・レクリエーションの場として多くの役割を担っています。

自立した地域コミュニティを維持するための移住定住の促進や農業生産力の強化、地域の大部分を占める山林・農地が有する災害防止や水源かん養等の機能の維持・保全を進めます。

³³多極ネットワーク型：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉施設、商業施設の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

³⁴地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりのイメージ



4 面積及び土地利用状況

本市の面積は、山陰地方の主要都市で最も広く、その約7割は林野となっています。

＜鳥取市の面積及び土地利用＞

宅地	32.60k m ²
農用地	99.37k m ²
林野	545.55k m ²
その他	87.79k m ²
面積	765.31k m ²

(平成27年4月1日現在)

資料：鳥取市

